

平成20年度事業活動概況

1 電子申告制度の利用促進及び税理士用電子証明書の取得推進について

平成20年9月、IT戦略本部より公表された「オンライン利用拡大行動計画」を受けて、同年11月に「レベル5（e-Taxで顧客の申告・納税を行う）を達成した会員は、全ての顧客の申告・申請をe-Taxで行う」という自主的な新目標を策定するとともに、平成21年1月には「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、その要約版を全会員に配布、全文をホームページに掲載し、電子申告の利用促進に努めた。

また、国税庁に電子申告制度の改善を要望し、メッセージボックスの情報量増加及び削除機能、e-Taxに登録している電子証明書のオンラインによる更新、確定申告書等作成コーナーにおける税理士、納税者によるダブル署名などの改善を実現した。

さらに、e-Tax受付時間に関するアンケートを実施し、その結果をもって、国税庁に受付時間の拡大を要望した結果、平成21年より5月末の受付時間の延長措置が講じられることとなった。

本会電子認証局が発行した第一世代の税理士用電子証明書（ICカード）について、その有効期限の到来に伴う更新を平成20年4月1日から順次行った。なお、第二世代のICカードには、登録番号を記録したバーコードを印刷しており、今後、税理士会における研修受講記録の管理等への利用拡大が見込まれる。

2 税務支援制度の再構築及び国税当局からの受託事業について

平成19年、国税当局からの税理士業務に係る受託事業のうち「確定申告期における電話相談の集中化」及び「相談会場における税務相談（いわゆる無料相談）」については、競争性のある随意契約である公募方式により入札が実施されることとなったことから、現行の税務支援制度の抜本的な見直し及び新たな支援体制の構築について検討し、税務支援事業を税理士会が独自で主体的に実施するもの（独自事業）、国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を税理士会が受託して実施するもの（受託事業）、国、地方公共団体から納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体等との協議に基づき実施するもの（協議派遣事業）に明確化した。これに伴い関連する規則及び細則の整備を行った。また、独自事業の実施に関する具体的な事項を定めた実施要領について検討した。

3 税理士法改正に向けた対応について

平成13年の税理士法改正から既に8年余りが経過し、この間、本会制度部において、次なる税理士法改正に向けた検討を継続的に行ってきた。

制度部では、平成20年3月21日付で提出した「税理士法改正要望項目（タタキ台）」の具申について、同年6月4日付でその再検討が諮問されたことから、各税理士会の意見を参考にしつつ更なる検討を進め、「税理士の資格取得制度、あるべき試験制度」、「新たな意見聴取制度に基づく書面提出制度の新設」、「税理士の信頼性の確保」など11項目からなる答申を取りまとめ、平成21年

3月18日付で提出した。

正副会長会では、この答申を踏まえ、税理士法改正の方向性について集中的な議論を行い、対応していくこととしている。

4 会員のための税務相談体制の構築について

税理士会員を対象とする税務相談体制の整備を図るため、財団法人日本税務研究センター（日税研）及び全国税理士共栄会（全税共）と協議を重ねた結果、本会の主催、日税研の運営、全税共の支援による「税務相談室」を設置することとし、平成20年7月16日から運用を開始した。

5 規制改革等への対応について

平成20年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」(改定)において、資格者法人の設立要件緩和の検討が盛り込まれたことを受け、一人法人制度の創設、社員の無限連帯責任の見直し、社員資格の拡大等の論点を中心に検討を進めた。平成20年7月に規制改革会議より税理士法人の設立要件緩和に関する意見聴取の要請があり、税理士法人については制度の立法趣旨に照らし現行を維持することが適切であるとの見解を述べた。

また、同3か年計画において平成20年度中の措置が求められていた資格者に関する実務実績等の情報開示の推進への対応については、国民の利便性に資する観点から、原則として全ての税理士及び税理士法人について、氏名、名称や事務所所在地などの基本的な登録情報を本会ホームページに公開する「税理士情報検索サイト」を構築することとし、会則をはじめとする関連規定を整備したうえで、平成21年3月24日から運用を開始した。

このほか、司法制度改革に関して、自民党司法制度調査会に出席し関係情報の収集を行ったほか、法曹養成制度改革及び法曹人口の拡大が税理士制度に及ぼす影響について検討を行った。平成20年4月及び7月に、法務副大臣及び規制改革会議による法曹人口拡大等に関する意見聴取がそれぞれ行われ、弁護士の増員に伴い必ずしも税務専門家としての資質の検証を受けていない者が税理士業務を行うことについて問題提起した。

なお、平成21年3月31日に新たな「規制改革推進のための3か年計画」(再改定)が閣議決定されたことから、税理士法人の一人法人化、社員の無限連帯責任の見直し、社員資格の拡大等について、引き続き規制改革会議の動向を注視していく必要がある。

6 会計参与制度の普及推進及び「中小企業の会計に関する指針」の普及、定着について

(1) 会計参与制度の普及推進について

会計参与制度の普及推進を図るためには、中小企業団体、金融機関、関係官庁等との連携が必須であり、中小企業庁、金融庁及び全国銀行協会を訪問し、制度普及に向けた協力依頼を行った。

また、会計参与に就任する会員の業務水準の確保及び税理士会における講師の養成等を目的として、「会計参与制度実務研修会」を東京都・大阪市・福岡市の3会場で開催した。

さらに、会計参与就任会員の実態を把握するため、税理士資格証明書取得者に対するアンケート調査を実施し、その結果を公表した。

このほか、会計参与就任会員の支援を目的に相談窓口の設置等について検討を進めた。

(2) 「中小企業の会計に関する指針」の普及、定着について

「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会(本会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会で構成)において、企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」に対応した改正審議を行い、平成21年版指針として同年4月に公表した。

7 書面添付制度の普及、定着について

昨年度に引き続き、国税庁との協議会及びワーキングパーティーを開催し、書面添付制度の一層の普及、定着に向けての協議・検討を行い、「書面添付制度の普及・定着について」(平成20年6月13日合意事項)に基づき、添付書面作成に当たっての指針として「添付書面作成基準(指針)」を取りまとめ公表した。

8 新公益法人制度への対応について

公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行されたことから、同法に基づく新しい公益法人制度の周知及び同制度の普及啓発員を養成することを目的として、同年4月16日に研修会を開催した。

また、公益活動専用ホームページ「税理士パブリックサークル」上で制度の周知に努めた。

9 登録政治資金監査人への税理士就任の推進について

平成21年1月の政治資金監査制度の開始に向け、登録政治資金監査人制度の周知及び政治資金監査人業務の円滑な遂行に資することを目的として、平成20年8月25日に政治資金監査人制度に関する基礎研修を、同年11月10日に政治資金監査マニュアルを用いた実務研修をそれぞれ実施した。

10 税制改正への対応について

税制改正への対応については、各税理士会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、必要最小限の事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の5つの基本的視点から検討し、「平成21年度・税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これを財務省・国税庁・総務省自治税務局等関係行政機関に提出するとともに、日本税理士政治連盟と連携して各政党への働きかけを行った。

その結果、平成21年度税制改正では、建議項目中、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る消費税の取扱い、役員給与に係る業績悪化改定事由の明確化、中小企業等に対する軽減税率の引下げ、中小企業等の欠損金の繰戻し還付の復活、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設等について、その一部又は全部が実現したほか、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入規定、相続税の課税方式、少子化対策税制の創設、金融所得課税の一体化等については、与党税制改正大綱において今後の検討事項として取り上げられることとなった。

また、相続税の課税方式の見直しについて財務省主税局と意見交換会を実施したほか、平成20年8月には全国15税理士会と同省主税局との間で意見交換会が実施された。

さらに、一般納税者に対して税理士業界の建議活動を浸透させるべく、対外広報活動に関する施策の一環として、日刊紙に税制改正に関する意見広告を掲載した。

1.1 税理士の資質の向上及び研修制度の拡充に向けた対応について

税理士の資質の向上を図るため施策として、業務水準の向上と専門家責任の完遂を目的とした小冊子「税理士の専門家責任を実現するための100の提案」を発行し、全会員に配布した。

全国の税理士会員により多くの研修受講機会を提供するため、研修制度の更なる充実に努めるとともに各種研修を企画実施した。

(1) 税理士研修制度の充実に係る事項

研修の受講努力目標(1年間36時間)達成率の向上及び受講状況の把握の徹底等を目的として受講管理システムを導入した。

また、研修の種類及び研修科目の明確化、研修の受講形態の多様化及び受講機会の拡充、受講記録の管理保存の電子化に対応するため、税理士会研修細則(準則)及び運用指針を改正した。

(2) 全国統一研修会に関する事項

全国統一研修会を全国93会場で実施した。併せて、当該研修会の内7会場の研修内容を収録し、CD-ROMに編集をして全国の税理士会及び支部に配布した。

(3) 登録時研修に関する事項

税理士登録後1年以内の会員(未受講会員を含む)を対象とした登録時研修を全国21会場(1会場当たり3日間)で実施した。

(4) マルチメディア研修に関する事項

全国の税理士会員に対し、同時にかつ迅速に情報を伝える研修方法として、インターネットを利用したマルチメディア研修を、「平成20年度税制改正」、「中小企業経営承継円滑化法の概要」及び「書面添付制度」をテーマとして計3回実施した。

また、これまで期間を限定して配信していたマルチメディア研修を年間配信(常時配信)するための研修ホームページを開設し、会員に対する受講機会の拡充に努めた。なお、ホームページ掲載研修には、「研修認識番号」を挿入しており、会員が当該番号を受講管理システムに入力することで自動的に受講時間に算入できるようにし、受講を確認できるようにした。

1.2 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚について

綱紀監察担当の役員・委員がその指導に当たる際の参考にし、会員の綱紀保持や非違行為の未然防止を図ることを目的として、「綱紀監察関係資料集」を改訂し発行した。

また、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀粛正の徹底を求める記事を掲載するとともに、確定申告期には、非税理士行為及び名義貸し行為を未然に防止するよう記事を掲載して周知を図った。

13 対外広報の強化について

対外広報については、あらゆる機会を捉え、国民・納税者に税理士制度への理解を深めるためのPR活動を行った。

パブリシティー活動については、税制改正建議、理事会報告等について年間9回のプレスリリースをマスコミに配信したほか、国税庁記者クラブへの記者会見を行った。

所得税確定申告期においては、釈由美子をモデルとしたテレビCMを制作し、本会ホームページで配信したほか、各税理士会にVTRを無償配布した。釈由美子のナレーションによるラジオCMを制作し、平成21年2月に全国放送したほか、各税理士会に音声データを無償配布した。同年2月14日にNHKの生活情報番組において広告テロップの放映等により電話相談をPRし、本会広報部委員等25人が担当し、893件の無料電話相談に応じた。その他、専門紙への広告掲載等、対外広報活動を推進した。

ホームページについては、利便性のより一層の向上を図るためリニューアルしたほか、年間89件の情報を更新した。平成20年度アクセス件数はトップページ568,173件、全体で2,110,101件に上った。

このほか、平成20年11月11日付日本経済新聞朝刊への税制改正建議をテーマとした全面広告の掲載、平成21年3月11日付読売新聞朝刊への税理士業務のPRを目的とした広告の掲載、全国統一ポスター・パンフレット「やさしい税金教室」・リーフレット「What's税理士」等対外広報ツールの作成等を行った。

14 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(AOTCA)への支援について

AOTCAの事業計画に基づき、会報「AOTCAジャーナル」第27号及び第28号を編集、発行したほか、平成20年11月に上海市で開催された第16回役員会及び第8回定時総会の事務運営を担い、AOTCA活動を全面的に支援した。

また、ベトナム税理士会が設立されたことを受け、同税理士会との交流を図るとともにAOTCAへの加盟を勧奨した。

さらに、モンゴル税理士会との懇談会を開催し、モンゴルにおける税理士制度の発展のために協力することとし、友好協定の締結に向けて準備を進めていくことを確認した。

15 J-SaaSへの対応について

経済産業省では、中小企業の会計力・経営力の向上と電子申請の活用を促進するため、主に従業員数20人以下の小規模企業を対象として、財務会計などのバックオフィス業務から電子申請までを一貫して行える、各種アプリケーションのオンラインサービス「中小企業向けSaaS活用基盤整備事業(J-SaaS)」を官民が連携して構築・普及することとし、平成21年3月31日からその運用を開始した。

本会では、平成20年9月、J-SaaSへの所要の対策を講じるため、「中小企業向けSaaS活用基盤整備事業」プロジェクトチームを設置し、同省のシステム開発関連会議及び外部審査委員会に参画するなどして情報を収集する一方、税理士法違反を惹起しないよう当該システムの内容確

認に努めた。

また、同省から、J - S a a Sに関する研修の実施や全会員へのパンフレットの配布について協力依頼があったことから、J - S a a Sの概要や基礎知識などの情報を逸早く全国の会員に周知するため、これに協力した。

(注) 本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。